Osaka University Knowledge Archive

Title	事業再生に対する裁判所の機能強化と専門性の獲得：あるべき倒産処理プレイヤーとして
Author(s)	藤本, 利一
Citation	阪大法学. 2017, 67(1), p. 171-175
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87007
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

Osaka University

資　料

事業再生に対する裁判所の機能強化と専門性の獲得

――あるべき倒産処理プレイヤーとして――

藤　本　利　一

現在、経済情勢の悪化等により、さまざまな国において、私的整理を含む、倒産法制の改革が課題となっている。進んだ倒産法を有する英米法において、アメリカ合衆国では、著名な連邦倒産法第11章手続の改正提案がなされ、[1] イギリスでは、裁判所の関与する事業再生手法としてスキームズ・オブ・アレンジメントに関する改革が論じられており、[2] とりわけ後者は旧植民地国への波及効果が大きい。アジアの新興国でも、ミャンマーは新たな倒産法を制定する作業のなかにあり、[3] 一方、台湾では長い時間をかけて検討した本格的な倒産法が姿を現した。[4] 倒産事件数の増大に悩むところもあれば、その減少に直面するわが国のような例もあるけれども、いずれにせよ、倒産事件処理に関する裁判所・裁判官の機能の高度化と専門性の確立が求められていることは言をまたない。[5]

かかる問題意識を一つの基礎として、二〇一三年度から二〇一五年度まで、筆者を含む一三名の共同研究が行われ（科研費基盤Ｂ「倒産手続の担い手―その変遷と展開の理論的分析―」研究代表：佐藤鉄男教授（中央大学））、その成果をさらに発展させるべく、二〇一六年度からは、筆者単独の研究が継続している（科研費基盤Ｃ「アメリ

カ倒産法における裁判所の役割―その史的変遷と現在問題」研究代表：藤本利一）。また、本稿は、二〇一六年度で終了する海外調査研究（科研費基盤B海外調査「諸外国倒産手続における担保目的物の評価手法に関する比較検証」）とも連携するものであり、二〇一七年二月には、オックスフォード大学よりJennifer Payne教授を招聘し、同じく中之島センターにてイギリスにおける事業再生手法の改革の動向およびその場合の担保の処遇について講演をしていただき、倒産実務家をも交えて論議した。

以下に掲載されるのは、盧泰嶽（ノ　テアク）判事により、韓国倒産法制および実務の最新動向に関する紹介である。当該論考は、大阪大学中之島センターにて、平成二九年一月五日に実施された、盧判事の研究報告に基づくものであり、筆者を含めた研究会参加者の意見を踏まえ、加筆修正されたものである。盧判事は、研究会当時、ソウル高等法院部長判事（二〇一四年二月から二〇一七年二月）であり、現在、ソウル北部地方法院長（Chief Judge, Seoul Northern District Court）の要職にある。本論考との関係では、盧判事は、二〇一〇年、特許法院で電子訴訟が最初に実施された頃から当該訴訟の実施に関与しており、ソウル高等法院在職時にも電子訴訟について専門的に担当し、事務処理を行っていた。また、倒産法院の設置に関しては、ソウル中央地方法院破産部や法院行政処の担当者の方々と随時、直接または間接に意見交流した経験がある。

ＩＭＦ危機以来、韓国は倒産法制の改善、充実に邁進してきたのであり、UNCITRALのモデルローを参照していることは言うに及ばず、国際的潮流への鋭敏な感覚がその基底にあることを忘れてはならない。とりわけ、アメリカ合衆国の連邦準備制度における金利の動向への言及は、たいへんに興味深い。また、近年、韓国の裁判所は、いわゆる「倒産事件の爆発」ともいえる現象を経験した訳であるが、その事件処理を一つの契機として、倒産専門の裁判所（ソウル専門法院）を設置するに至った。このように、韓国の倒産法制は、その経済危機を背景に、国際

的潮流に配慮した先端的な仕組みを積極的に導入し、その定着を試みているように見える。その経緯や趣旨について、立法資料等を駆使して丹念にフォローしているのが盧判事の論考のコアとなっている。日本とは異なり、倒産事件の爆発を経験し、その処理に裁判所が追われていることは興味深く、国民の倒産事件処理に対する感覚の違いがあるようにも思われ、文化的な背景の違いを痛感する。

しかし、事件数の大幅な増加を一つの契機として、倒産専門の裁判所を設置したことは、傾聴に値する。すなわち、事業再生に関与するために、裁判所・裁判官の「専門性」、「機能性」を高めることが喫緊の課題として論じられ、実践されたわけである。(6) ソウル中央地方法院を中心としたfast trackと債権者主導型回生手続の試みは興味深いものであるし、中小企業庁との連携も注目に値する取り組みである。一方で、倒産事件処理の電子化もこうした背景を持って構築されているのであり、その経験は、今後、そのような電子化が予想されるわが国にとっても、注目すべきものであるように思われる。(7)

日本では、私的整理の活用が論じられ、倒産実務家だけでなく、行政機関の積極的な関与が行われる今日であるが、裁判所の専門性や機能性を高める議論は、それほど強くないのではないか。その意味で、今後の日本の事業再生のあり方を考える上で、とりわけ、司法の関与、盧判事の言葉を借りれば、「法治主義の貫徹」の意味するところを真摯に検討するべきであろう。本稿は、その意味で、貴重な示唆を含むものであると考える。

なお、本稿のテーマについて、研究会当日だけでなく、翌六日にも、大阪大学の私の研究室において、盧判事と意見交換を行った。研究会を含め、平成二八年度に大阪大学客員研究員として倒産法を研究された曺寅（チョイン）判事（韓国）、および、大阪大学法学研究科大学院生の李英氏に通訳の労を執っていただいた。また、盧判事との議論において、先述した倒産手続のプレイヤーに関する比較法研究の成果(8)だけでなく、筆者も参加させいてい

ただいた民事再生事件の裁判所記録に関する実証研究の成果が大いに役に立った。[9] 韓国は、先進的な法制度を有するだけでなく、それを積極的に改善する点において、今後も注視するべき重要な国の一つである。本稿が、日本法の研究者および実務家にとって有益な資料となることを期待する。

＊本稿は、科研費【24402007】、【25285028】、【16K03402】の成果の一部である。

（1）American Bankruptcy Institute によるかかる倒産法改正提案について、かつて、Michel Gerber 教授（Brooklyn Law School）にインタビューを行った。

（2）筆者は、二〇一七年二月一五日に、オックスフォード大学の Jennifer Payne 教授、および慶應大学の中島弘雅教授を大阪大学中之島センターに招聘し、「イギリスにおける債務整理手続のこれから」と題するシンポジウムを実施した。

（3）筆者は、二〇一七年三月八日、ミャンマーの倒産法立法に対する法整備支援の一環として、大阪の国際法務総合研究所にて、当該立法に関与する裁判官、議会議員等に対し、「日本倒産法における担保権の処遇」という題目の講義を実施した。

（4）台湾の立法動向については、佐藤鉄男教授（中央大学）から、改正条文の翻訳（仮案）とともに、ご教示をいただいた。

（5）筆者の問題意識について、拙稿「倒産法の世界のこれから」法学セミナー七一七号二六頁（二〇一四年）参照。

（6）こうした観点から、アメリカ合衆国の倒産裁判所の沿革を探査したものとして、拙稿「アメリカの倒産手続と裁判所―未完の裁判所・裁判官に映るあるべき司法像の変遷」佐藤鉄男＝中西正編著『倒産処理プレイヤーの役割―担い手の理論化とグローバル化への試み―』三二四頁（民事法研究会、二〇一七年）参照。

（7）電子化の進展にあたり、情報が漏洩した場合の社会の考え方や反応が重要な問題となる。ハッキングのリスクは絶えず存在し、取扱い者の不注意による漏洩も想定されるところであり、完璧な情報保護は難しい。しかも、倒産事件においてその対象となる情報は、取扱い上、細やかな対応が求められる個人情報や企業情報である。また倒産事件は「非訟事件」に分類され、かかる区分を有しないアメリカとは異なる（この点は、佐藤鉄男教授（中央大学）のご示唆による）。日本で電子化が進展しない理由の一つはこうした点にあるように思われ、裁判所がリスクを取るような環境にはいまはないといえるの

ではないか。

今後、情報が漏洩する可能性を最小化する努力とともに、漏洩することが仮にあったとしても、なお電子システムの利用を推進する志を捨てないことが肝要であろう。かつて、交通戦争といわれ、毎年一万人を超える人名が失われていたときも、われわれは自動車の利用をやめなかった。さらに、前提として、個人情報保護等に対する法規制やその基底にある法思想等の知見も知るべきであろう。アメリカのE-ディスカバリー適用に対するEUの反発の根はそこにあった。

（8）佐藤鉄男＝中西正編著・前掲註（6）。

（9）山本和彦＝山本研代表編集『民事再生法の実証的研究』（商事法務、二〇一四年）。